

医療法人幸生会 琵琶湖中央リハビリテーション病院 デイケアセンター

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション 事業所運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人幸生会（以下、「事業者」という）が開設するデイケアセンター（以下、「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護師もしくは准看護師もしくは介護職員（以下、「従業者」という）が、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態または要支援状態にある方（以下、「利用者」という）に対し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の悪化防止又は向上を目指すものとする。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の悪化防止又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
5. 上記のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第15号）」及び「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第16号）」の規定を遵守する。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称 医療法人幸生会 琵琶湖中央リハビリテーション病院 デイケアセンター
2. 所在地 滋賀県大津市御殿浜 22-33

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 管理代行者 1名
管理者に代わり、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
3. 従業者 ①理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
②介護職員 5名以上
③その他
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。（祝日を含む）
（ただし、12月30日から1月3日までを除く）
2. 営業時間 8時30分から17時15分までとする。
3. サービス提供時間 (A) 9時30分から11時45分
(B) 13時00分から16時15分 とする。

第6条（利用定員）

事業所の利用定員は、指定通所リハビリテーションと指定介護予防通所リハビリテーションを合計して100名とする。

(A) 50名 (B) 50名

第7条（事業の内容）

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

1. 健康状態の確認（血圧、体温、脈拍、その他）
2. 身体支援
3. 送迎
4. 医師の指示による個別リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）
5. リハビリマネジメント
6. 運動器機能向上
7. 口腔機能向上
8. 生活行為向上

第8条（利用料等）

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載された割合額とする。

前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

1. パッド代・リハビリパンツ代等にかかる費用
2. 治療・評価・訓練用具・教養娯楽等にかかる費用

事業所の中で提供されるサービスで、個人向けに用意するものを利用する場合

※前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払いの同意を得るものとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は大津市（下記地域）とする。

- ・ 浜大津 1 丁目・京町 1～4 丁目・中央 1～4 丁目・浜町・島ノ関・春日町・御幸町
- ・ 末広町・梅林 1～2 丁目・朝日が丘 1～2 丁目・本宮 1～2 丁目・梅林町・石場・打出浜
- ・ 竜が丘・鶴の里・池の里・松本 1～2 丁目・におの浜 1～4 丁目・馬場 1～3 丁目
- ・ 西の庄・湖城が丘・昭和町・相模町・木下町・由美浜・膳所 1～2 丁目・丸の内町
- ・ 本丸町・中庄 1～2 丁目・御殿浜・別保 1～3 丁目・杉浦町・秋葉台・富士見台・若葉台

- ・美崎町・園山 1～2 丁目・北大路 1～3 丁目・晴嵐 1～2 丁目・粟津町・松原町・栄町
- ・国分 1 丁目・光が丘町・田辺町・唐橋町・螢谷・鳥居川・石山寺 1～2 丁目・三大寺
- ・大江 2～3 丁目・瀬田 1～2 丁目・神領 1～4 丁目・浜大津 1～5 丁目・長等 1～3 丁目
- ・三井寺町・札の辻・逢坂 2 丁目

第 10 条（衛生管理等）

1. 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
3. 事業者は、事業所において、感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

第 11 条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者が指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

1. 利用者がリハビリテーション機器を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
2. 利用者の体調によってはリハビリテーション等を中止する場合があること。
3. 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
4. 利用者及びその家族は、他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

第 12 条（緊急時における対応方法）

従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

第 13 条（事故発生時における対応）

1. 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理

- を講じなければならない。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
 3. 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第14条（非常災害対策）

1. 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。
2. 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するように努めるものとする。

第15条（苦情に対する対応方針）

1. 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。
2. 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って行う。

第16条（個人情報の保護）

1. 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

第17条（人権擁護・虐待防止）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下のとお

り必要な措置を講ずる。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 虐待の防止のための指針を整備する。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 18 条（身体的拘束等）

1. 事業所、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
2. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第 19 条（業務継続計画の策定等）

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずる。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 20 条（暴力団排除）

1. 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第 21 条（その他運営についての留意事項）

1. 事業者は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定めるものなどの資格を有す

る者その他これに類するものを除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、その業務体制を整備する。

2. 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
5. 医師等の従業員は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないものとする。
6. 事業者は、適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人幸生会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(附則)

- この規程は、令和4年3月1日から施行する。
- 令和4年4月1日 事業所、施設の名称変更
- 令和6年6月1日 介護報酬改定に伴い改訂
- 令和6年8月1日 サービス提供時間、定員数増大に伴い改訂
- 令和6年10月1日 事業の実施地域変更に伴い改訂
- 令和7年4月1日 内容一部追加